

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（きびなご刺し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）5 月 19 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式 刺し網漁業	きびなご 刺し網漁業	別記 1 のとおり	8 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	27 隻	1 天草市牛深町または久玉 町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	きびなご 刺し網漁業	別記 2 のとおり	別記 2 のと おり	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	6 隻	1 天草市久玉町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
固定式刺し 網漁業	きびなご 刺し網漁業	別記 3 のとおり	8 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市天草町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し 網漁業	きびなご 刺し網漁業	別記4のとおり	8月1日から 翌年6月30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 天草市魚貫町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年(2025年)5月19日から令和7年(2025年)5月23日まで

## 3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和7年(2025年)6月1日から令和10年(2028年)5月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、70メートルを超えてはならない。

ウ 網丈は、15メートルを超えてはならない。

エ 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は、1漁船につき12キロワット以下でなければならない。

オ 集魚灯に使用する電球の総設備容量は、1漁船につき10キロワット以下でなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

## 別記 1

操業区域（天共第 9 号共同漁業権漁場内牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ

ク 基点 1 と天草市築島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ

ケ 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ

コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ

サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ

シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

別記2

操業区域（天共第9号共同漁業権漁場内久玉町地先）	操業期間
<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>ア 天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）と同市深海町（以下、「深海町」という。）との境界二ツ石</p> <p>イ アから鹿児島県長島行人岳見通し線と小松崎と赤島の北端見通し線との交点</p> <p>ウ 天草市赤島北東端から真方位 105 度、540 メートルのところ</p> <p>エ 天草市赤島北東端から真方位 110 度 30 分、540 メートルのところ</p> <p>オ 久玉町早崎</p> <p>カ 久玉町と深海町との境界黒崎</p> <p>キ 久玉町と深海町との境界東側</p>	<p>8月1日から 翌年5月31日まで</p>
<p>次のオ、エ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>基点1 熊本県漁場基点天第169号（天草市戸島崩の鼻突端）</p> <p>オ 久玉町早崎</p> <p>エ 赤島北東端から真方位 110 度 30 分、540 メートルのところ</p> <p>ク 基点1 から真方位 125 度、720 メートルのところ</p> <p>ケ 天草市戸島南西端から真方位 190 度、1,080 メートルのところ</p> <p>コ 久玉町勝崎から真方位 200 度、720 メートルのところ</p> <p>サ シから真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ</p> <p>シ 久玉町と天草市牛深町との境界（コンド鼻）</p>	<p>8月1日から 翌年6月30日まで</p>

### 別記 3

操業区域（天共第 8 号共同漁業権漁場内天草町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町と天草町との海岸線における境界）

ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,550 メートルのところ

ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ

エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ

オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

カ 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）崎津と天草町大江との北側境界

キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界

### 別記 4

操業区域（天共第 9 号共同漁業権漁場内魚貫町地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）

基点 2 牛深町と天草市魚貫町の海岸線における境界

ア 基点 1 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ

イ 牛深町桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

ウ 牛深町桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 基点 2 から真方位 295 度、1,100 メートルのところ